

# 社会福祉法人秋田県厚生協会 定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 福祉型障害児入所施設の経営
- (ロ) 救護施設の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営
- (ニ) 障害者支援施設の経営
- (ホ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 障害児通所支援事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 障害者相談支援事業の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人秋田県厚生協会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世代、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県秋田市寺内後城6番41号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が240,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開 催)**

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招 集)**

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(決 議)**

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

**(役員の数)**

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 7名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 5 理事長及び常務理事以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。

#### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長と協同してこの法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (顧問)

第22条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

#### (職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事及び監事が、第1項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに別表に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは理事会及び評議員会の承認を得て、

秋田県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### （資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### （事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

**(会計年度)**

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

**(会計処理の基準)**

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

**(臨機の措置)**

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

**(種 別)**

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援の事業

(2) 地域包括支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解 散

**(解 散)**

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

**(残余財産の帰属)**

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

**(定款の変更)**

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなけれ

ばならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人秋田県厚生協会の掲示場に掲示するとともに、官報、秋田魁新報社又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	笠 松 秀 二
理 事	長 門 一 郎
同	中 泉 俊 雄
同	七 尾 宏
同	三 浦 三 郎
同	菅 原 順 一
同	工 藤 為 治
監 事	相 沢 金次郎
同	西 村 哲 郎



別 表

## 基 本 財 産 表

(1) 土地の部

番号	住 所	地 目	面 積 m <sup>2</sup>	備 考
1	秋田県秋田市御所野地蔵田二丁目15番1	宅 地	8,738.79	
2	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下2番1	原 野	185.00	
3	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下4番	原 野	5,662.00	
4	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下7番	原 野	76.00	
5	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下9番	山 林	148.00	
6	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下13番	原 野	297.00	
7	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下14番	原 野	601.00	
8	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下26番3	宅 地	4,786.47	
9	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下28番	宅 地	15,216.51	
10	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下35番	雑種地	276.00	
11	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下36番2	宅 地	14,826.21	
12	秋田県秋田市雄和向野字檜谷地21番2	原 野	1,061.00	
13	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下16番	宅 地	33.00	
14	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下16番1	宅 地	727.00	
15	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下17番	宅 地	1,603.00	
16	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下18番	宅 地	62.00	
17	秋田県秋田市雄和向野字吹欠下19番1	宅 地	645.34	
18	秋田県秋田市寺内後城38番2	宅 地	9,322.07	
19	秋田県秋田市雄和戸賀沢字金山沢89番29号	原 野	21,002.00	
20	秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田268番	宅 地	23,242.97	
21	秋田県秋田市牛島東三丁目63番	宅 地	242.98	
22	秋田県秋田市牛島東三丁目64番	雑種地	215.00	
合 計			22 筆	
			108,969.34	

## (2) 建物の部

番号	所 在	種類・構造 (名称)	家屋番号	床面積 m <sup>2</sup>
1	秋田市御所野地蔵田二丁目 15番地1	養護院 (若竹学園) 木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	15番1	988.64
2	同 上	養護院 木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	15番1の2	171.62
3	秋田市新屋比内町495番地1	事務所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	495番1	412.84
4	秋田市雄和向野字吹欠下 36番地2 16番地 16番地1 17番地 18番地 19番地1	救護施設 (玉葉荘) 鉄筋コンクリート・鉄骨造 鋼板ぶき・陸屋根二階建	36番2	1階 3,541.78 2階 1,064.71
5	同 上	車庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	36番2 附属建物1	215.30
6	秋田市雄和向野字吹欠下 28番地	訓練所 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	28番	143.52
7	同 上	物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	28番 附属建物1	52.99
8	秋田市寺内後城38番地2	養護院 (高清水寿光園) 鉄筋コンクリート造 陸屋根地下一階付二階建	38番2の1	1階 2,306.24 2階 2,158.02 地下1階 60.39
9	秋田市寺内後城38番地2	車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建	38番2の2	1階 71.28 2階 71.28

番号	所 在	種類・構造 (名称)	家屋番号	床面積㎡
10	秋田市寺内後城38番地2	事務所 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	38番2の3	199.78
11	秋田市雄和戸賀沢字金山沢 89番地29	療護所 (雄高園) 鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	89番29の2	2,699.95
12	同 上	車庫 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	89番29の2 建物附属1	52.17
13	同 上	共同住宅 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建	89番29	1階 145.82 2階 139.30
14	同 上	倉庫・車庫 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	89番29の3	102.64
15	秋田市雄和戸賀沢字金山沢 89番地29 89番地1	研修所 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	89番29の4	107.63
16	同 上	物置 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	89番29の4 建物附属1	14.40
17	秋田市上北手猿田字後谷地108 番地3	老人ホーム (南寿園) 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	108番3	2,981.62

番号	所 在	種類・構造（名称）	家屋番号	床面積㎡
18	秋田市上北手猿田字後谷地108番地3	機械室 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	108番3 建物付属1	24.75
19	秋田市牛島東三丁目63番地	事務所 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	63番	72.39
合 計				17,799.06

### 沿 革

昭和40年5月11日	社会福祉法人設立認可
昭和40年5月19日	法人設立登記
昭和40年8月23日	一部変更認可（基本財産増加）
昭和41年4月11日	一部変更認可（社会福祉法人親協会吸収合併）
昭和45年4月1日	一部変更認可（特別養護老人ホーム高清水寿光園設置）
昭和45年5月13日	一部変更認可（社会福祉法人秋田県社会福祉事業団経営「救護施設玉葉荘」 経営移管）
昭和58年8月26日	一部変更認可（顧問を設定）
昭和63年2月1日	一部変更認可（定款準則の一部改正に伴う変更）
平成4年6月4日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成5年4月23日	一部変更届出（基本財産の増加・第2種社会福祉事業の設定）
平成5年10月4日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成6年3月25日	一部変更認可（特別養護老人ホーム南寿園・軽費老人ホーム弥生が丘設置経 営）
平成6年12月21日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成9年6月16日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成10年6月22日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成10年9月11日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成10年10月5日	一部変更認可（基本財産の処分「若竹学園倉庫・車庫」）
平成11年2月11日	一部変更認可（理事定数8名を10名変更）
平成11年6月9日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成12年2月21日	一部変更届出（基本財産の増加）
平成12年1月21日	一部変更認可（精神薄弱児→知的障害児「第14条公益事業用財産、第4条公 益を目的とする事業」を加えた）

平成13年 7月 3日	一部変更認可 (社会福祉法人定款準則の改正に伴う条文整理及び役員定数理事10名を8名に変更、評議員会を設置関係条文を加えた)
平成14年 8月26日	一部変更届出 (基本財産の増加)
平成15年 1月20日	一部変更認可 (理事定数8名を7名・評議員定数17名を15名に変更)
平成15年 4月 8日	一部変更認可 (秋田市八橋在宅介護支援センター・南寿園在宅介護支援センターの経営を加えた。副理事長を置くことができるとして加え、理事は評議員会で選任することに変更、厚生省を厚生労働省に変更)
平成15年 6月11日	一部変更認可 (知的障害児居宅支援事業の経営を加え、基本財産の増加による変更)
平成15年11月10日	一部変更認可 (法人事務所所在地の変更・基本財産表②建物の部番号14の所在家屋番号変更・番号15の所在家屋番号変更)
平成17年 4月22日	一部変更届出 (秋田市・雄和町の合併に伴う「基本財産表」の住所変更)
平成18年 1月10日	一部変更認可 (「第3条」経営原則の内容の変更、「第10条」理事長が専決する業務内容の変更、「第16条」評議員会の権限の変更、「第20条」基本財産の担保提供金融機関名の変更、「第28条第2項」業務目的の明確化、「第29条」収益を余剰金に変更)
平成18年12月23日	一部変更届出 (基本財産の増加「玉葉荘土地」)
平成19年 1月24日	一部変更認可 (「第1条」第二種社会福祉事業に、地域包括支援センターを加えた)
平成19年 4月10日	一部変更認可 (「第1条」第二種社会福祉事業の老人介護支援センター(秋田市八橋在宅介護支援センターの受託経営)と地域包括支援センター(高清水寿光園に設置経営)を削除、介護予防サービス事業(訪問介護・短期入所生活介護・通所介護)及び「第28条」寺内地域包括支援センター寿光園を加えた)
平成19年 7月 2日	一部変更認可 (社会福祉法人定款準則の改正に伴い「第1条、第28条」社会福祉事業等の記載方法の変更、「第34条」公告方法の変更)
平成23年 4月18日	一部変更認可 (「第1条」第二種社会福祉事業の身体障害者短期入所事業の経営(障害福祉サービス事業の経営に含まれているため)を削除。知的障害児居宅支援事業の経営(障害福祉サービス事業の経営に含まれているため)を削除。介護予防サービス事業の経営(老人デイ・老人短期入所事業等の経営に含まれているため)を削除)
	一部変更届出 (基本財産の増加(玉葉荘の土地・建物))
平成23年 9月 9日	一部変更認可 (障害者自立支援法施行による新体系移行に伴い「第1条」第一種社会福祉事業の身体障害者療護施設を障害者支援施設に変更)
平成24年 8月 2日	一部変更認可 (障害者自立支援法施行に伴い「第1条」第一種社会福祉事業の知的障害児施設を福祉型障害児入所施設に変更)

平成25年7月1日	一部変更認可（「第1条」第二種社会福祉事業の障害福祉サービス事業の経営に（障害児にあつては児童福祉法に基づく障害児通所支援）を加入）
平成26年1月10日	一部変更認可（「第1条」第二種社会福祉事業の障害福祉サービス事業の経営中（障害児にあつては児童福祉法に基づく障害児通所支援）を削除。障害児通所支援事業の経営、障害児相談支援事業の経営、障害者相談支援事業の経営を加入） （基本財産の増加（若竹学園の土地、牛島地域包括支援センター南寿園の土地・建物））
平成27年3月21日	一部変更届出（基本財産の増加（高清水寿光園の土地））
平成28年6月15日	一部変更認可（基本財産の処分「若竹学園本館、ボイラー室、車庫・物置、作業所、体育館」、基本財産の増加「若竹学園の建物」）
平成29年1月5日	一部変更認可（社会福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴う変更 平成29年4月1日施行）
平成29年6月30日	一部変更届出（基本財産の増加（牛島地域包括支援センター南寿園の土地））
平成30年7月9日	一部変更認可（「第31条第3項」を加入） 一部変更届出（基本財産の増加（高清水寿光園の建物）、所在地番号・家屋番号及び床面積記載の変更（高清水寿光園の所在地番号・家屋番号、雄高園共同住宅の床面積記載方法））
令和2年7月2日	一部変更認可（基本財産の減少（特別養護老人ホーム高清水寿光園の土地））
令和3年1月20日	一部変更認可（基本財産の減少（秋田市横森二丁目の土地（令和2年11月6日施行））、基本財産の増加（秋田市新屋比内町の建物））
令和3年7月5日	一部変更認可「第30条第3項」を加入
令和5年4月10日	一部変更届出（基本財産の増加（四ツ小屋末戸松本字地藏田の土地））